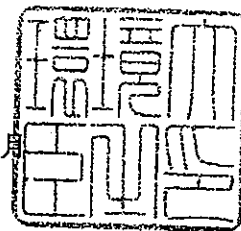


諮問 第 3 0 8 号
環水大土発第 110715003 号
平成 2 3 年 7 月 1 5 日

中央環境審議会会長
鈴木基之 殿

環境大臣
江田 五月



水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設となる対象施設並びに有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について（諮問）

下記の理由により、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく有害物質貯蔵指定施設となる対象施設並びに有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について、貴審議会の意見を求めます。

〔諮問理由〕

平成 23 年 2 月 15 日の中央環境審議会答申「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について（答申）」において、地下水汚染を未然に防止するためには、現行の水質汚濁防止法に基づく地下浸透規制に加え、有害物質を取り扱う施設・設備や作業において漏洩を防止するとともに、漏洩が生じたとしても地下への浸透を防止し地下水の汚染に至ることのないよう、施設設置場所等の構造に関する措置や点検・管理に関する措置が必要とされた。

先般、同答申を踏まえた水質汚濁防止法の一部を改正する法律案が平成 23 年 3 月 8 日に閣議決定され、6 月 14 日に成立、6 月 22 日に公布されたところである。

改正後の水質汚濁防止法においては、有害物質による地下水の汚染の未然防止を図るため、有害物質貯蔵指定施設等に関する届出、有害物質使用特定施設等に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守並びに定期点検及び点検結果の記録・保存を義務付けることとしている。

本諮問は、このような状況を踏まえ、改正後の水質汚濁防止法の施行に必要な事項について、貴審議会の意見を求めるものである。



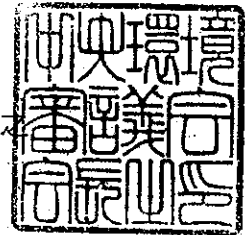
中環審第613号
平成23年7月15日

水環境部会

部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会

会長 鈴木 基



水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設となる対象施設並びに
有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の
方法について（付議）

平成23年7月15日付け諮問第308号、環水大土発第110715003号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。